

広島県告示第百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

南大河十三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号から五号を昭和五十八年五月九日広島県告示第五百二十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱三号から五号は告示で指定した標柱一号、十三号及び十二号と同一とする。

郡市・区	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
広島市南区	南大河町			三八二番四先 道路敷 四六番一 四六番二 三八二番三	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号及び五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

王城上地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
江田島市	沖美町	岡大王	正光	一〇四三番一 一〇三八番一 八二一番地先道路敷 一〇三七番 一〇四八番二	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号及び五号 標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

山王神社地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を昭和六十一年十二月二十五日広島県告示第千百三十号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱一号及び八号と同一とする。

安芸郡		郡市・区	町・村	大字		字	地番	標柱番号
坂町		坂東三丁目		勿		一四七五番一	標柱一号	
						一四一六番	標柱二号	
						一四二四番	標柱三号	
						甲一四二五番	標柱四号	
						一四七二番	標柱六号	
						一四七三番一	標柱七号	
						一四七四番	標柱八号	
						一四二八番	標柱五号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東多井北地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

竹原市		郡市・区	町・丁目	大字		字	地番	標柱番号
竹原町		奈良屋谷		西山		三〇三六番	標柱一号から三号まで	
						一三三三番	標柱四号	

堀越		
三〇四七番一	三〇五〇番一	三〇四六番一
標柱七号	標柱六号	標柱五号